

【ストレスオフ環境拡大事業補助金Q&A】

Q この制度ではどのような事業が交付対象になりますか。

A 鳥取の自然、風土を活用した癒やし効果のある活動により、女性のリフレッシュに資する事業（リフレッシュ型）、または、人と人との支え合い等の活動により、女性のストレス要因の除去に資する事業（ふれあい型）が対象となります。

どちらも新たな事業が対象となります。

[リフレッシュ型]での想定事業

- ・山や海、砂丘や温泉などで運動を行う等してリラックスをはかる
- ・自然の中で農作業（収穫など）を行ってリフレッシュする

[ふれあい型]での想定事業

- ・産後のママたちが骨盤体操やエクササイズでストレス発散や、ママ友をつくる
- ・介護をしている（いた）者の座談会で、不安をはき出し、孤立化しやすい自宅介護者のネットワークをつくる

Q 同一事業を複数年行うことは可能ですか。

A 新たな事業であることが要件となりますので、単年度限りとなります。

ただし、新規要素が含まれる場合、既存事業でも対象となる場合があります。

Q 一団体がリフレッシュ型とふれあい型のそれぞれの補助金を受けることはできますか。

A できません。同一年度内に一団体が補助金を受けられる取組の件数は1件です。

Q 会社の従業員の福利厚生の一環として行うレクレーションなどは対象となりますか。

A 従業員の福利厚生に資する事業は対象となりません。

また、事業の実施にあたっては、事業実施主体（会社や団体等）の従業員や会員のみといった事業・取組は対象となりません。

Q イベントは女性限定とする必要はありますか。

A 女性限定とする必要はありません。

Q 補助金の申請後、交付決定前に発注したものの経費は補助金の対象になりますか。

A 交付決定の前に発注、契約、申込み等をした経費は対象となりません。

Q 補助金の支払いはいつになりますか。

A 事業の実施完了後に行っていただく実績報告後、県が調査を行い、補助金額を確定した後、補助金を支払います。